

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤 幸二

第29回ゼロ災55無災害運動

スローガン

安全職場 一人一人が責任者

全員参加で55(日)ゼロ災

平成29年11月7日(火)～12月31日(日)

ゼロ災55無災害運動は、年末に向けての55日間を運動期間(本年11月7日から12月31日まで)として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指した独自の取組で、平成元年度から毎年度実施し、本年度で29回目を迎えます。

会員事業場の事業者・労働者の皆様方には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

◎ゼロ災55「5つの柱」

- ・転倒災害防止対策の推進
- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・健康確保対策の推進

◎事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行

- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・『安全「見える化」とっとり運動』への参加
- ・危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

STOP 過労死! 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

過重労働による健康障害等を防止するために、労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう。

- ① 時間外・休日労働協定を労働者に周知しましょう。
- ② 時間外・休日労働の削減に努めましょう。
- ③ 医師による面接指導など、労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
- ④ 労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。
- ⑤ ワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境にしましょう。
- ⑥ 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- ⑦ 心の健康を保つためにメンタルヘルス対策を積極的に推進しましょう。

過労死等防止対策推進シンポジウム 開催のご案内

次の内容で鳥取県でもシンポジウムが開催されます。皆さんふるってご参加ください。(入場無料)
 日時:平成29年11月21日(火) 13:00～15:00(受付12:30～)
 会場:鳥取ワシントンホテルプラザダイヤモンドホール
 (鳥取市東品治町102)

プログラム:

- ① 「最近の労働事情と政府の中小企業支援策について」
鳥取労働局長
- ② 基調講演「過労死防止の取り組み」川人 博 弁護士
- ③ 企業による事例紹介Ⅰ…三洋製紙株式会社
総務部 経理課 小谷和義 氏
- ④ 企業による事例紹介Ⅱ…鳥取大学医学部附属病院ワーク
ライフバランス支援センター 副センター長 谷口 美也子 氏

昨年度、ベストプラクティス企業に選ばれた三洋製紙さんの取組を、また、メディアでも紹介された鳥大の谷口先生の貴重なお話を、この機会にぜひお聞きください。
 (鳥取労働局労働基準部長 河野 勲人)

詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。

仕事休もっ化計画

業務は各人責任を持って、仕事はチームで効率的に。チームの中で情報共有することで休みやすい環境に。

〔仕事休もっ化計画〕

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、計画的に年次有給休暇を取りましょう。
- 2 働き方・休み方を変える第一歩として、土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」を取りましょう。
- 3 話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取りやすい会社にししましょう。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等において一層促進する取組が求められているところです。

このため、年次有給休暇を取得しやすい年末年始における連続休暇の取得に向け、年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用するなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度であり、この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

労使一体の取組により計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室

（☎0857-29-1709）までお問い合わせください。

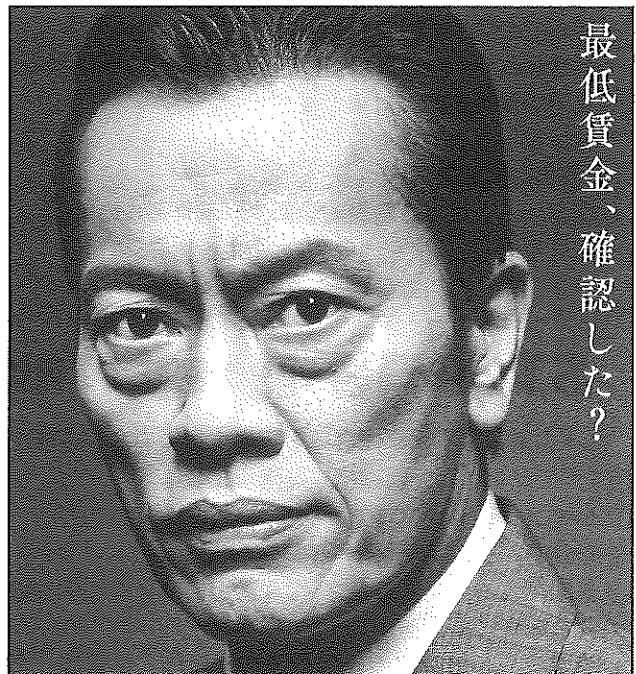
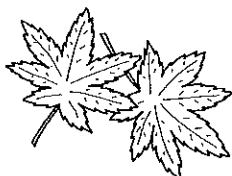


鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 738円	平成29年10月6日

- 1 鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 2 最低賃金額には、次の賃金は含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（電話0857-29-1705）又は各労働基準監督署にお問合せ下さい。



最低賃金、確認した？

鳥取県 最低賃金 が改定されました。

平成29年 10月6日から (時間額) **738円** **23円UP**

取上りでも、和く下りでも、最底限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

鳥取賃金改定連絡センター
http://www.dshiba-hu.go.jp/



鳥取県労働基準監督署
http://www.hiroshima-labour.go.jp/



鳥取労働局長が事業場を視察

鳥取労働局長は、全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）の期間中である10月3日（火）に、本週間行事の一環として、米菓、ゼリー、羊羹などの製造工場である、株式会社源吉兆庵（鳥取市南吉方）を視察しました。

鳥取労働局長からの視察の趣旨説明、工場長からの事業場の概要説明の後、工場内の巡回が行われました。

工場内の製造設備は整理整頓が行き届いており、ヒヤリハット事例、熱中症対策の掲示が行われており、工場長から、日頃から労働者の健康管理をサポートできる施設として、休憩室や医務室を設置していることや、製造工程に携わる労働者が熱中症にならないような対策として、給水設備の設置や塩飴を自由に摂れるようにしているとの説明がありました。

併せて、工場内の床は、転倒防止のため、表面がざらざらした滑りにくい素材としており、工場が稼働して約1年経過しているが、一度も転倒災害がないとの説明がありました。

視察後の意見交換では、鳥取労働局側から「工場内の衛生管理は行き届いている。」「安全通路の確保を十分に行っている。」との評価があり、工場長から「労働者の立ち仕事が多く、腰痛対策として、腰痛ベルトを無料貸与し、労働者から腰が楽になったと喜ばれている。」などの説明がありました。

鳥取労働局では、今回の視察を通じて得た情報を県内の事業場にも紹介し、労働災害防止活動の参考としていただくとともに、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害、メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止など、労働者の健康管理対策の推進について、事業場での取組の促進を図ることとしています。



10月7日
全国労働衛生週間

転倒災害に係る教材の作成及び掲載について

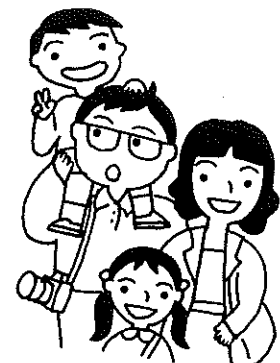
休業4日以上死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省では「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施しているところですが、鳥取県内で発生した9月末現在の労働災害の26.7%を占め、毎年のように全労働災害の約4分の1を占めている状況にあり、転倒災害の減少がみられないことから更なる取組が必要な状況です。

このため、厚生労働省において、転倒災害に係る教材を新たに作成のうえ、職場のあんぜんサイト（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>）に掲載（職場のあんぜんサイト／STOP！転倒災害プロジェクト／「資料・教材」のところの【○転倒災害について】です）されましたのでお知らせします。

事業者におかれましては、本教材を参考に転倒災害防止のための取組みを進めていただきますようお願いいたします。

また、毎年冬季に、積雪等に起因する労働災害が多く発生（平成29年1月、2月は、どか雪が降ったため、特に多発しました）していることから、下記の事項に留意をお願いします。

- (1) 滑りにくい靴を着用すること。
- (2) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行時の携帯電話の使用は避けること。
- (3) 「かかとから着地する歩き方をしない」、「歩幅を狭くする」、「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等路面に合った歩き方をすること。
- (4) 「余裕をもって」行動すること。急に走る、急に曲がるなどの動作は避けること。
- (5) 踏み固められた路面はつるつるして滑りやすいので、歩行等の際は注意すること。
- (6) 雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る等により除去すること。
- (7) マンホール、側溝の蓋など金属製の物の上は、雪によってより滑りやすくなるので注意すること。



鳥取県地域両立支援推進チーム の発足と第1回会議の開催

鳥取県内では、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率が増加傾向にあり、平成28年は51.3%と、疾病のリスクを抱える労働者が増えています。

また、医療技術の進歩により治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まる中で、疾病を抱える方の中には、疾病に対する本人の理解が不足していることや職場の理解・支援体制が不十分なことから治療と仕事の両立が困難になり、離職を余儀なくされる事例もあります。そういった中で、多くの企業が疾病を抱えた労働者の対応に苦慮している現状があります。

今後、労働力の高齢化が見込まれる中で、治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想され、鳥取県の持続的な発展を支えるためにも、その両立を支援する重要性が高くなっていることから、鳥取労働局では、病気を抱えながら働く労働者等が活躍できる環境を整備するため、「鳥取県地域両立支援推進チーム」(以下「推進チーム」といいます。)を設置し、このメンバーが中心となり、県内関係団体が連携し、病気を抱える労働者等の治療と仕事の両立支援に取り組んでいくこととしており、9月1日に推進チームによる第1回目の会議が開催されました。

会議では、鳥取労働局から治療と職業生活の両立支援についての経緯やガイドラインについて説明があり、推進チーム各メンバーがそれぞれの取組内容を発言し、意見交換が行われました。

「本当に相談したい人が相談できるよう、周知・広報が必要」「両立支援を続けていくためには、事業者に対する指導が重要」などの意見が出され、今後、

リーフレットを作成し、推進チーム各メンバーにて、窓口等にて幅広く配布・周知を行うことが決められました。

なお、鳥取産業保健総合支援センター(電話:0857-25-3431)では、専門の相談員を配置し、両立支援プランの作成、関係者からの相談対応など、無料で支援を行っていますので、御活用下さい。

また、治療と職業生活の両立支援に係る講習会(鳥取産業保健総合支援センター主催、鳥取労働局共催)が、

◆11月28日(火)

会場:米子食品会館(米子市旗ヶ崎2030)

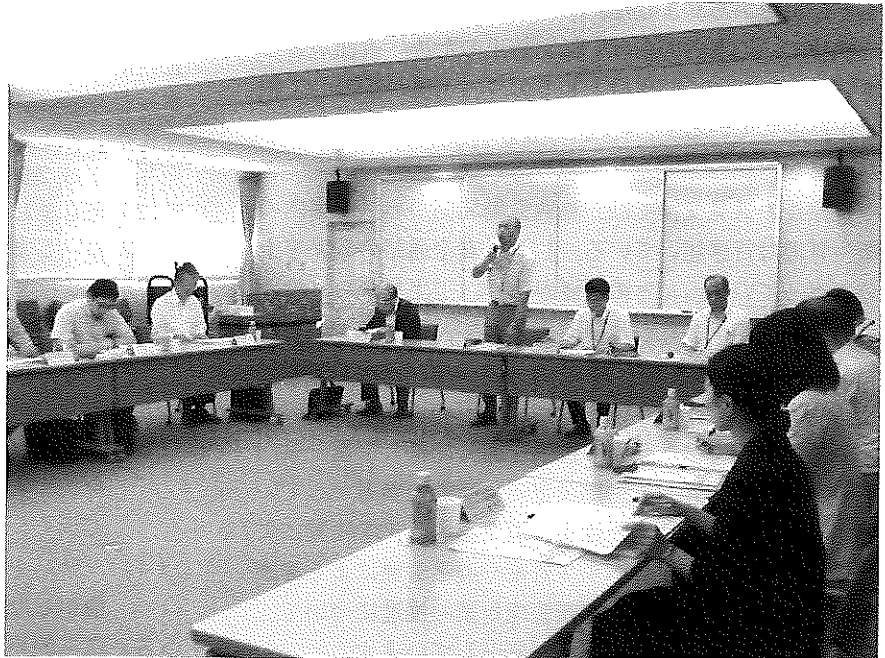
開催時間 午後2~4時

◆12月11日(月)

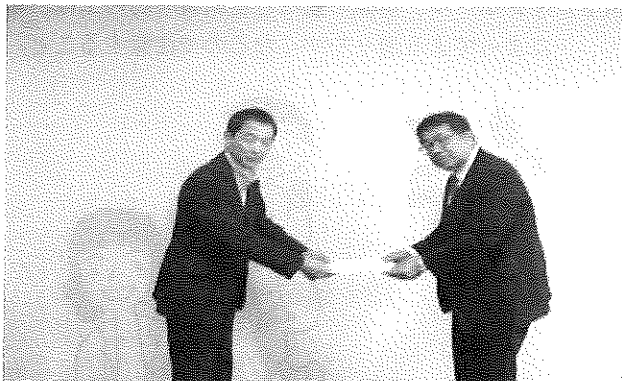
会場:鳥取労働局会議室(鳥取市富安2-89-9)

開催時間 午後2~4時

にて開催されますので、是非参加のうえ、内容を御理解いただき、両立支援の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。



長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」、「無期転換ルール」の円滑な導入に向けた取組について



鳥取労働局は、10月に長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進といったワーク・ライフ・バランスの実

現等働き方改革の推進、有期契約労働者を対象とした無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組の要請を事業主団体等に行いました。

その一環として、10月10日、内田労働局長、廣瀬雇用環境・均等室長が来会され、周知啓発の協力要請がありました。

会員の皆様におかれましては、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要であり、それぞれの企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。また、無期転換ルールへの対応は、労使が十分話し合った上で、中長期的な観点から人事制度のあり方を検討し、就業規則などを整備する必要があり、早急な対応が求められます。

改めて、働き方改革、労働契約法の趣旨を御理解いただき、より一層積極的な取組をお願いします。